

# 総務省統計局説明資料

(審査メモで示された論点に対する回答)

平成28年12月5日（14頁以降追加）



## 説 明 資 料

### 1 家計調査（基幹統計調査）の変更

#### (1) 調査票（家計簿）に関する変更

##### ア 家計簿の様式変更

a 家計簿の変更に当たって、試験調査ではどのような結果が得られているのか。

##### <a回答>

試験調査の概要は別紙1のとおり。

b それぞれの変更内容について、従前の記入方法における支障は何か。今回の変更により、その支障は解消できるのか。

##### <b回答>

現行家計簿と新家計簿の構成は、大きく分けて、以下のとおりとなっている。

現行家計簿	新家計簿
「口座自動振替による支払」欄	「口座自動振替による支払」欄
「現金収入又は現金支出」欄	「口座への入金（給与・年金等）」欄【新設】 「現金収入又は現金支出」欄
「クレジットカード、掛け払い、月賦による購入又は現物」欄	「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄

##### ① 「口座自動振替による支払」

##### 【◆クレジット払いの有無欄を追加について】（別紙2のA（1ページ）参照）

近年、公共料金等の支払に関して従来の契約先事業主への直接的な口座自動振替からクレジットカード会社を介したクレジットカード払い（クレジットカード会社への支払いは口座自動振替）の普及が進んでいる。現行家計簿の記入方法（例：電気代）では、この場合、「口座自動振替による支払」欄に公共料金等の所要事項（例：電力使用量及び支払金額）を記入し、かつ、クレジットカードによる支払日の「クレジットカード、掛け払い、月賦による購入又は現物」欄に支払内容（例：電気代）を記入する2段階の記入を要している。報告者の記入負担に加え、記入漏れを生じるおそれ及びそれに伴う審査事務も生じることから、新家計簿では、「口座自動振替による支払」欄に支払内容を記入の上、当該支払に係る「クレジット・掛け払い・月賦」欄にマークすることで済むようにし、報告者の負担軽減と記入漏れの防止（審査事務の軽減）を図ったところである。

**【◆プレプリント項目の追加・細分化について】(別紙2のB (2~6ページ) 参照)**

「口座自動振替による支払」欄については、報告者の負担軽減及び記入漏れの防止の観点から、毎月の支払があると見込まれる項目についてプレプリントしているものであるが、プレプリント項目が多過ぎる場合は、該当項目を探し出す手間や項目の見落としが生じるおそれがあるなど、マイナス面も考えられるところである。今回の改定においては、新家計簿のプレプリント項目について、平成26年全国消費実態調査の実績を踏まえつつ、1ページ内に収めることを基本とし、項目の追加等を行っている。

**② 「口座への入金（給与・年金等）」**

**【◆新設（世帯主、世帯主の配偶者及び他の世帯員それぞれについて）について】**

**(別紙2のC (7~8ページ) 参照)**

給与所得者の給与や賞与、年金受給者の年金の支給は、毎月又は隔月など定期的に発生し、かつ、近年では現金ではなく口座振込で行われることが一般的になってきているが、現行家計簿はこれらに対する専用の欄を設けていないため、支給日に内訳となる手当や控除項目を含めてその都度記入する必要がある。また、支給された金額は手元に現金としてあるのでなく口座に預貯金としてあることから、記入に当たっては、「一旦現金で受け取り、すぐに預貯金した」とみなして「現金収入又は現金支出」欄に記入する方法をとっており、実際の金銭の動きとは異なる方法を便宜採用している。このため、「口座への入金（給与・年金等）」欄を新たに設け、支給の内訳及び控除項目をプレプリントすることにより、報告者の負担軽減と金銭の動きの実態に合わせる措置を講じたところである。

**③ 「現金収入又は現金支出」及び「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」**

**【◆「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」に項目の名称変更について】**

現行家計簿では、日々の支出に関して、「現金による購入」とクレジットカード等による「掛け払い・現物」の2種類に大別して調査票を構成しており、「掛け払い・現物」以外の支払いは、口座自動振替を除き、「現金収入又は現金支出」欄に記入する方法で便宜対応している（支出品目の記入の後に括弧書で電子マネー等の決済手段を記入し、現金支払いがないことを明示。例：あんパン（スイカ））。近年、電子マネーなど現金以外の決済方法が多様化し、普及が進んでいることから、新家計簿では、報告者の負担の軽減を図るため、「現金による購入」と「現金以外の購入」に大別して調査票を構成し、従前からの「現金収入又は現金支出」欄に現金による購入、もう一方の欄に電子マネー等による現金以外の購入を簡便な方法で記入するように見直し、これに伴い項目の名称を変更することとしている。

**【◆「(1) 品名及び購入方法」欄の名称を「(1) 品名、用途及び購入方法」に変更について】**

**(別紙2のD (9ページ) 参照)**

現行家計簿でも「用途」を記入することとしており、「現金収入又は現金支出」欄の表記と整合性を図るため変更することとしている。

**【◆ 「電子マネー」「商品券」「デビットカード」「口座間振込等」欄を追加について】**

(別紙2のE (10ページ) 参照)

現行家計簿では、「掛買い・現物」以外の支払いは、口座自動振替を除き、「現金収入又は現金支出」欄に記入する方法で便宜対応しており、電子マネー等の現金以外の決済手段で商品を購入した場合、その支出品目名を「現金収入又は現金支出」欄に記入し、括弧書で電子マネー等の決済手段を記入することで、その購入金額を現金残高（繰越金）に反映させないようにしている。

近年、電子マネーなど現金以外の決済方法が多様化し、普及が進んでいる中、現行の記入方法は複雑で記入負担もあることから、新家計簿では、「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄に「電子マネー」「商品券」「デビットカード」「口座間振込等」の選択肢を新たに設け、これらによる購入については同欄に記入することとし、報告者の負担軽減を図ることとしている。

**【◆ 「もらい物」「自家産」欄を削除について】(別紙2のF (11ページ) 参照)**

現行家計簿の「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄のうち「もらい物」「自家産」は、その金額を調査世帯が見積もって記入することとしているものであるが、実際上は、調査世帯で購入していない商品等の金額を見積もることは難しく、また、他から頂戴した贈答品等に対して値段を調べ、又は値段をつけることに心情的な抵抗や嫌悪感なども見られる。また、現物の収支は、平成5年（1993年）以降、減少傾向にあり、平成27年（2015年）は22年前（平成5年）の約4割まで大きく減少している状況にある。集計では、現物収支はサテライトの勘定としており（「現物収入」は3区分、「現物支出」は10大費目（食料のみ内訳として自家產物を分類）に区分）、「実収入」や「消費支出」に含めていない。こうした状況から、今回の改定においては、報告者の負担軽減及び調査の円滑・継続的な実施の観点から、現物収支の項目を削除することとしている。

**【◆ 1頁にこれら二つの項目を設けていた形式から、それぞれで1頁とする記入欄の拡充について】(別紙2のG (12ページ) 参照)**

現行の様式では、「現金収入又は現金支出」欄、「クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄それが1頁内に収まる様式となっている。また、それぞれの頁に、日付け記入欄を設け、1日1頁で記入が收まらないときには、次の頁を使って記入することとしている。

近年、電子マネーなど現金以外の決済方法が多様化し、また、日々の食品等の購入にもクレジットカードを使用する世帯が増えてきており、毎日の収支をきめ細かく記録する上で複数の頁にわたって記入するケースがあるため、「記入可能な行数を増やしてほしい」という要望が調査の現場から寄せられているところである。

このため、「現金収入又は現金支出」欄と「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄の記入行数をそれぞれ増やし、1日の標準的な収支記載様式を2頁・見開きとする変更を行うこととしている。

c 口座自動振替による支払や口座への入金において、あらかじめ印刷（プレプリント）する項目は十分か。

<c回答>

① 「口座自動振替による支払」

「口座自動振替による支払」欄は、報告者の負担軽減及び記入漏れの防止の観点から、毎月の支払があると見込まれる項目についてプレプリントしているものであるが、プレプリント項目が多過ぎる場合は、該当項目を探し出す手間や項目の見落としが生じるおそれがあるなど、マイナス面も考えられるところである。今回の改定においては、平成 26 年全国消費実態調査の実績を踏まえつつ、1 ページ内に収めることを基本とし、項目の追加等を行っている。

② 「口座への入金（給与・年金等）」

「口座への入金」欄は、定期的に支給される給与、賞与及び年金について支給の内訳及び付帯する控除又は納付項目を記入する欄として、新家計簿で新たに設けたものであり、給与の内訳となる各種手当については、多種多様のものがあることから、官民問わず一般的に支給されている手当について、プレプリントすることとした。また、控除又は納付項目には、控除が法令で規定されている項目及び多くの世帯で見込まれる財形貯蓄について、プレプリントすることとしている。

d 今回の家計簿の変更に伴い、集計内容にどのような変更が生じるのか。

<d回答>

「もらい物」「自家産」欄の削除に伴い、用途分類結果表の表側から、現物総額及びその内訳を削除する。

e 今回予定されている変更以外に、今後、調査票の改善に向けた検討は行われているか。

<e回答>

平成 28 年 3 月 22 日の内閣府統計委員会の「平成 26 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮詢基幹統計確認関連分）」で指摘のあった、数量（重量）の記入の見直しについては、報告者の負担軽減という観点から検討を続ける。

また、プレプリントする項目については、今後も、社会経済情勢の変化や調査世帯の記入実績等を踏まえて、見直しを行ってまいりたい。

## 1 家計調査（基幹統計調査）の変更

### (1) 調査票（家計簿）に関する変更

#### イ 新旧家計簿の並行使用

a 新家計簿の使用に当たって、集計結果にどのような影響が生じると想定しているのか。

#### <a回答>

新家計簿の導入によって集計結果に必ずしも影響するとは限らないが、「口座自動振替による支払」欄の見直し、「口座への入金（給与・年金等）」欄の新設、日別収支記入欄の様式変更など、現行家計簿からの変更は多岐にわたることから、調査世帯が記述する収支金額に増減の影響を与える可能性はあり得るものとして対応することが必要と考えている。

b 並行使用は、調査結果の接合性を図るために有効な手段となっているか。他の方法は検討したのか。

#### <b回答>

家計簿様式の並行使用は、調査及び集計の実務体制を2系統とする必要があり、統計作成事務に少なからず煩雑性が生じることは不可避ながら、新家計簿の導入によって結果数値に影響が発生する可能性は否定できず、万が一、新旧の結果数値に一定のギャップが生じた場合にその大きさを計測し、結果利用の便を供するためには、現行家計簿の並行使用を行うことが肝要と考えている。

他の方法について、並行使用しない場合又は長期間かけて段階的に新家計簿に移行する方法等を検討したが、新旧の結果数値に一定のギャップが万が一生じた場合の実務上の備えとして、本案がより望ましいと考えている。

c 現行家計簿を用いる世帯と新家計簿を用いる世帯の配り分け（選定）は、どのように行うのか。

#### <c回答>

家計調査は、市町村—調査単位区—世帯の3段抽出を行っており、各調査市町村内では2調査単位区に1人ずつ調査員を配置している。現行家計簿と新家計簿の配り誤りや事務の混乱が生じないよう、①一人の調査員には、現行家計簿又は新家計簿のいずれか1種類のみを取り扱わせることとし、②各調査市町村で調査員の半数に現行家計簿を、残りの半数に新家計簿を取り扱わせる。これにより、調査世帯の半数には現行家計簿を、残りの半数には新家計簿を配布すること（調査員数が奇数の市町村及び新規調査市町村がある場合は同一都道府県内又は同一地方内で半数となるよう市町村間の新旧割当てを調整）を予定している。

上記の方法により、地方別・全国で、調査世帯の半数が現行家計簿を、残りの半数が新家計簿を用いることとなるようにする予定である。

d 現行家計簿と新家計簿で把握したそれぞれのデータの集計方法は、どのように行うのか。公表までの期間に影響は生じないのか。

<d回答>

調査票の符号格付、審査は家計簿の新旧に応じて2つのグループに分けて行う予定でいるが、結果数値の集計は新旧の家計簿を統合して行う。ただし、新家計簿の導入によって結果数値に影響が発生する可能性は否定できず、万が一、新旧の結果数値に一定のギャップが生じた場合に備えて、新旧家計簿のそれぞれの結果を集計しておく。また、公表までの期間については、影響を生じさせないよう取り組んで参りたい。

## 1 家計調査（基幹統計調査）の変更

### （2）調査票（世帯票及び準調査世帯票）に関する変更

a 今回の変更される世帯票の調査事項は、具体的にどのような利活用がされているものか。変更による支障は生じないのか。

#### ＜a回答＞

世帯票の調査事項は、家計簿、年間収入調査票及び貯蓄等調査票に記載された調査世帯の家計収支の正確性担保及び分類の観点から、これらの調査票の補助的事項として、調査員が聞き取る他計式により調査しているものであり、調査票の審査及び結果推計時の集計区分として利用している。今回、削除する調査事項は、審査目的で利用してきたものであり、集計事項として利用しているものではなく、大きな支障は生じないものと考えている。

各調査事項の変更に関する詳細については、以下のとおり。なお、世帯票の各調査事項のうち、準調査世帯票に存在する調査事項については、世帯票の変更に合わせて準調査世帯票も変更する。

#### 【① 就業者を「正規」とそれ以外に区分】…新規集計予定の調査事項

家計調査においては、世帯員の雇用状況に関し、現在、勤め先における呼称に係る正規の職員・従業員かそれ以外かの別は把握していない。しかし、労働力調査の結果をみると、正規の職員・従業員は横ばい（平成14年は3,489万人、平成27年は3,304万人）だが、いわゆる非正規の職員・従業員は伸びており（平成14年は1,451万人、平成27年は1,980万人）、また、平成26年全国消費実態調査の結果をみると、実収入は、同じ雇用者（被用者）であっても、世帯主が正規の職員・従業員の世帯は514,374円、世帯主がいわゆる非正規（※）の世帯は341,458円で、約1.5倍の違いがあり、消費支出も、世帯主が正規の職員・従業員の世帯は323,159円、非正規の世帯が268,290円で、約1.2倍の違いが生じている。このため、家計調査の結果の審査、分析等をより的確に行えるようにする観点から、世帯員の雇用状況について、正規の職員・従業員かそれ以外かの別を把握することとしている。

※ 非正規：パート・アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、その他（契約社員、嘱託など）

#### 【⑩ 「副業の勤め先又は事業の内容」の削除】…集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、収入を「勤め先収入」と「事業・内職収入」に分類する際、世帯票の調査事項「副業等の状況」（副業、事業、内職を行っているか否か）と合わせて参照しているが、近年、勤め先や事業の内容について世帯のプライバシー意識は高く、副業についてまで把握することは調査の実務上も困難となってきており、審査においても主に「副業等の状況」に依っていることから、今回の改定においては、利活用の頻度の低下及び報告者負担の軽減を図る観点から、具体的な副業の内容については削除することとしている。

## 【② 「在学者の学校の種別」に「保育所」を追加、「大学」を「大学・大学院」に変更】

…集計事項としている調査事項

在学している世帯員の学校の種別が、保育所、大学院である場合の記入箇所を明らかにするため、これらを明記することとしている。

なお、平成 26 年全国消費実態調査では、大学と大学院を分けて調査したが、在宅している大学院生は 91 世帯と少ないことが明らかになっている。さらに、大学・大学院の在学者の数について、平成 28 年学校基本調査（文科省）の結果（速報）をみると、大学（学部）は 2,567,114 人で、大学院は 249,580 人となっており、大学院は、大学と比べても数がかなり少ないと、大学・大学院」という区分にしている。

## 【⑪ 「住居の構造」の削除】…集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、住居に関する支出を分類する際、「住居の構造」の違いにより支出の分類を異にするものはなく、「住居の構造」が把握できていなければ支障が生じる、という場面がほとんどないため、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

## 【③ 「住居の所有関係」の区分の統合】…集計事項としている調査事項

集計上の表章区分以上に区分が細分化されており、さらに、「持ち家（長屋建・その他）」、「民営の賃貸住宅（設備共用）」、「借間」の件数は近年少なく、これらの区分について単独で把握する必要性が低下していることから、区分を統合することとしている。

調査事項の区分 現行	家計調査 平成 27 年平均 月次世帯数	集計上の 表章区分	調査事項の区分 変更後
	7,772	総数	
持ち家（一戸建）	5,971	持ち家	持ち家（一戸建）
持ち家（共同住宅）	423		持ち家（その他）
持ち家（長屋建・その他）	13		
民営の賃貸住宅（設備専用）	1,002	民営借家	民営の賃貸住宅（借間を 含む）
民営の賃貸住宅（設備共用）	19		
借間	0		
公営の賃貸住宅	141	公営借家	公営の賃貸住宅
都市再生機構・公社等の賃貸住宅	27		都市再生機構・公社等の賃貸 住宅
給与住宅（社宅・公務員住宅など）	176	給与住宅	給与住宅（社宅・公務員住宅 など）

※ 表章していないが、総数に含めている。

#### 【④ 「住居の延面積（借間は除く）」の「（借間は除く）」の削除】

…集計事項ではない調査事項

「住居の延面積」の後に記載する「（借間は除く）」は、世帯票に記入を行う調査員に対し、借間に住んでいる世帯の「住居の延面積」は調査しないことを入念的に明示する注意書きとして記述しているものである。

「借間」の世帯は、家計調査（平成 27 年）では 0 件であり、また、世帯票の「住居の所有関係」の区分上「借間は「民営の賃貸住宅（借間を含む）」として統合されるため、この注意書きを削除することとしている。

#### 【⑤ 居住室の畠数の「うち間貸分」の削除】…集計事項ではない調査事項

「間貸分の畠数」は、間貸ししている世帯の電気代等を審査する上で用いていたものであるが、近年は、間貸しを行っている世帯は極めて少なくなっており、審査の観点から当該項目について把握する必要性は従前と比べて大きく低下しているため、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

#### 【⑥ 「建築時期（持ち家のみ）」の年代区分の更新】…集計事項としている調査事項

貯蓄及び負債の 1 世帯当たり現在高の結果表章において、建築時期の集計区分に用いており、最も詳細な区分は、1) 直近表章年次を含めた 12 年間の各年（平成 27 年報では平成 16～27 年の各年）、2) その前の 10 年間（平成 27 年報では平成 6～15 年）、3) さらにその以前（平成 27 年報では平成 5 年以前）の 14 区分であり、当該表章区分に対応した調査事項とし、加えて建築時期が「昭和以前」のものも一括して表章できるようにするために、建築時期の年代区分を「昭和以前」及び「平成元年以降→○年」に変更するものである。

調査事項の区分 現行	集計上の 表章区分	調査事項の区分 変更後
昭和 40 年以前	(再掲) 昭和 40 年以前	昭和以前
昭和 41 年～50 年	(再掲) 昭和 41 年～50 年	
昭和 51 年以降→○年	(再掲) 昭和 51 年以降 平成 5 年以前 平成 6 年～平成 15 年 平成 16～27 年までの各年	平成元年以降→○年

#### 【⑦ 給与等の「口座自動振込」の有無の削除】…集計事項ではない調査事項

現在、給与などの支給方法はほとんど口座自動振込となっており、あらかじめ「口座自動振込の有無」を世帯票で把握しておく必要性は低下している。このため、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

#### 【⑫ 「家賃・地代」の支払の有無等の削除】…集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、定期的に支払いが生ずる項目の一つとして記入漏れ等の確認に用いてきたものであるが、家計簿に「家賃」を記入する可能性のある世帯は、世帯票の「住居の所有関係」（賃貸）で代替把握ができ、また、「地代」を支払っている世帯は近年ではほとんどなく、全調査世帯に対してあらかじめ把握する必要性は低減しており、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

#### 【⑬ 「無職世帯の主な収入源」の削除】…集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、無職世帯の収支の記入漏れ等の確認に利用してきたものであるが、年間収入調査票で代替することが可能であるため、報告者負担軽減を図る観点から、削除することとしている。

#### 【⑧ 二人以上の世帯における「家族で同居していない者の数」の区分を統合】

…集計事項ではない調査事項

家計簿の記入審査において、仕送り金や収支の妥当性を確認するために同居していない家族の人数を把握しているものであるが、区分「仕事のため」については、件数が少なくなってしまい、単独の区分を設けて把握する必要性は低下してきていることから、当該区分を廃止し、区分「その他」でまとめて把握することとしている。また、区分「入院中」については、高齢化が進展している情勢を踏まえ、介護施設に入所している者への支出の可能性の有無をあらかじめ把握するため、「入院中・介護施設に入所」とすることとしている。なお、平成26年全国消費実態調査の結果で、入院している者がいる世帯及び介護施設に入所している者がいる世帯は、合わせて1%程度であったことから、「入院中」及び「介護施設に入所」それぞれを単独の区分にはしていない。

#### 【⑨ 単身世帯における「世帯の形態」の区分を統合】…集計事項ではない調査事項

区分「単身赴任」と「出稼ぎ」については、配偶者や扶養家族と長期にわたって別居しているという意味で同一のものであり、また、「出稼ぎ」は近年大きく減少し（平成27年の調査実績は0件）、独立して区分を設ける必要性は著しく低減していることから、これらの区分を統合し「単身赴任・出稼ぎ」とすることとしている。

#### 【⑭ 「別居している子の有無（単身世帯で60歳以上の者）」の削除】

…集計事項ではない調査事項

本調査事項は、「単身世帯収支調査」を家計調査の単身世帯調査として編入した際に、前身の「単身世帯収支調査」の世帯票調査事項をそのまま継承したものである。当時は、高齢単身世帯の生活レベルは近くに親族が住んでいるかによって変わりうると考え、調査事項として設定したものであるが、家計調査の標本規模では該当世帯数が極めて少なく、精度の観点から分析、公表等の利用に耐えられる状況には至っていない。また、家計簿の記入審査においても、別居

している子の有無及び最も近くに住んでいる子の居住場所によって、高齢単身世帯の収支の妥当性に疑義が生じるケースは極めて少なく、このため、本調査事項は、標本規模が大きい全国消費実態調査において調査、集計しており、統計調査間の役割分担を図り、家計調査からは削除することとしている。

b 今回予定されている変更以外に、削除や追加等が必要な調査事項はないか。

<b回答>

現時点では考えていない。

## 1 家計調査（基幹統計調査）の変更

### (3) オンライン調査の導入

a オンライン回答とは、具体的に、どのような方法で行うことが予定されているか。

#### <a 回答>

家計調査オンライン調査システムにおける調査票は、調査世帯が使用するパソコンやスマートフォン等の情報端末機器（デバイス）に新たなアプリケーションをインストールせずに利用できるように、Web ブラウザに対応した HTML ファイル形式としている。

調査世帯は、パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末など家計調査オンライン調査システムと通信可能な情報端末機器を用いて、紙の家計簿と同様に家計収支の入力を行う。

家計簿への入力については、その負担を軽減する支援機能として、カメラ機能を内蔵する情報端末機器であれば、調査世帯が撮影したレシートの写真から購入商品の品名、金額などを読み取り、家計簿の所定の項目に自動入力するレシート読取り機能を実装する予定である（別紙3 参照）。

調査員は、総務省から貸与するタブレット端末（携帯型情報端末）を用いて家計調査オンライン調査システムにアクセスし、世帯票又は準調査世帯票の入力及び報告を行う。

b オンライン回答ができる範囲やスケジュール等詳細はどのようなものか。

#### <b 回答>

オンライン調査は、平成 30 年 1 月から、①新家計簿の調査世帯を対象に、②世帯の調査開始月に合わせて段階的に導入する予定である。また、導入当初は、システム不具合が発生することも考慮する必要があるため、不具合発生時の影響範囲を限定し、直ちに対応ができるよう、③平成 30 年 1 月から埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の 4 都県で先行導入し、システムの安定稼動を確保した上で、その他の 43 道府県について平成 30 年 7 月から導入する予定である。

c オンライン回答が可能になることの周知は、どのように行う予定か。

#### <c 回答>

調査世帯が家計簿記入を開始する前に行う調査協力の依頼時に、調査員が抽出世帯を訪問し、オンライン回答が可能である旨を伝えるリーフレットを配布することを予定している。

d オンライン回答における情報セキュリティの検討及び対策が行われているか。

<d回答>

オンライン回答は調査世帯確認の認証方式として、ID・パスワード方式を採用する。

システム基盤は、想定される脅威に対して、総務省セキュリティポリシーに則り、ID・パスワード認証によるアクセス制御、情報漏えいに対する通信やデータの暗号化、改ざん検知、ウイルス感染に対する検知及び除去、24時間監視による不正アクセスや異常・障害の検知、データ消失に備えたデータバックアップを行うこととしている。

## 1 家計調査（基幹統計調査）の変更

### （4）二人以上の世帯の抽出区分の変更

a 現在の抽出区分において、これまで「農林漁家世帯」を設けていた理由及びそれを廃止する理由は何か。

#### ＜a回答＞

農家の家計収支については、農林水産省「農業経営統計調査」（平成6年（1994年）までは「農家経済調査」）により調べられていたため、家計調査では1998年まで農林漁家世帯を調査の対象に含めていなかった。

1998年の統計審議会において、農家の家計収支も家計調査で一元的に把握することとされたことを受け、1999年から農林漁家世帯についても調査対象の範囲に含め、「農林漁家世帯を含む結果」として公表を開始した。その際、「農林漁家世帯を含む結果」と「農林漁家世帯を除く結果」に大きな差異が表れてしまうことに備えて、「農林漁家世帯を除く結果」も、引き続き公表することができるよう、抽出区分に「農林漁家世帯」を設けて、調査を行うこととした。

これ以降、「農林漁家世帯を除く結果」と「農林漁家世帯を含む結果」の両方を公表してきたが、これらの結果には大きな差異はみられず、2008年には「農林漁家世帯を除く結果」の集計は廃止している（一部の結果表に別掲の集計区分として「農林漁家世帯を除く世帯」及び「うち勤労者世帯」を表章）。

さらに、農林漁家世帯は年々減少し、現在、二人以上の世帯に占める割合は1.8%（2015年平均）にとどまり、他方で老齢化の進展等により「無職世帯」が増加していることなどから、抽出区分から「農林漁家世帯」を廃止し、併せて抽出区分を見直すこととした。

b これまで、「農林漁家世帯」に関する集計はどのように利活用されているのか。変更に伴う支障はないのか。

<b回答>

農林漁家世帯に関しては、調査世帯数が少ない（2015年の二人以上の世帯における農林漁家世帯の割合は1.8%（118世帯））ことから集計及び公表は行っていない。

なお、「農林漁家世帯を除く結果」についても、2008年に一部を除き廃止し、既に8年が経過しており、これまでのところ支障は生じていない。

c 図において、農林漁家世帯の矢印が、勤労者世帯や無職世帯にも伸びているのはなぜか。

<c回答>

農林漁家世帯か否かは、当該世帯が農林漁業を営んでいるか否かで区分している。一方で、勤労者世帯と無職世帯の区分は、当該世帯の“世帯主”が勤労者であるか、無職であるかで判断している。

したがって、現行では農林漁家世帯に区分されていても、今回の変更では当該世帯の世帯主が勤労者であれば「勤労者世帯」となり、無職であれば「無職世帯」に区分される。

d 変更後の抽出区分における「その他の世帯」には、具体的にはどのような世帯が該当するのか。

<d回答>

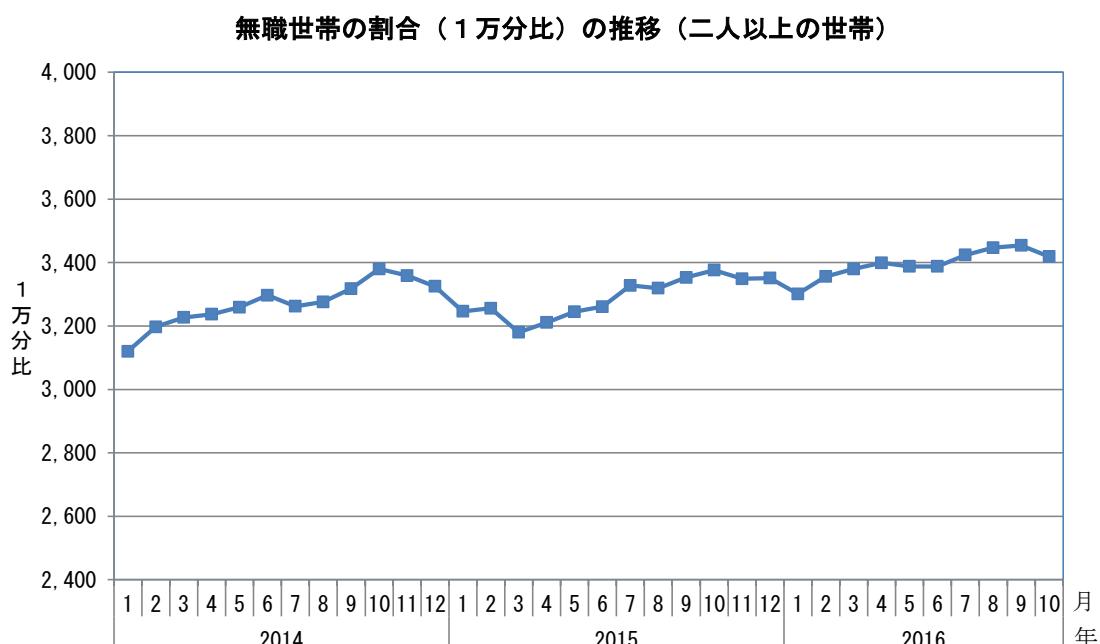
世帯主が、商店などの自営業主や個人経営者、会社の役員などの法人経営者、弁護士などの自由業などをしている世帯が該当する。

- e 抽出区分の変更により、全調査対象世帯に占めるそれぞれの区分の比率は、どのように変化することが想定されているか。それは、我が国全体の状況に沿ったものか。

#### <e 回答>

現行の抽出区分（農林漁家世帯、農林漁家世帯以外の勤労者世帯及び勤労者以外の世帯）の3区分において、農林漁家世帯の割合が少なく（二人以上の世帯において、2015年平均は1.8%）、勤労者世帯と勤労者以外の世帯がほぼ半々である。

下のグラフで示しているとおり、現行の抽出区分では無職世帯の割合に変動があったが、抽出区分を新たに（勤労者世帯、無職世帯、その他の世帯）の3区分に変更すると、各単位区における世帯名簿の割合に応じてこの3区分を計6世帯抽出することになるため、これまで制約のなかつた「無職世帯」と「その他の世帯」の比率が従前より安定的な結果となることが期待される。



## 1 家計調査（基幹統計調査）の変更

### (5) 集計事項

a 今回の集計事項の変更の背景及び内容の詳細は、どのようなものか。

#### <a回答>

今回の変更は以下の観点から行うものである。

- ・世帯票の変更（抽出区分の変更を含む）に伴い見直しを行った表（項目の追加・分割・廃止）
- ・家計簿の変更に伴い見直しを行った表（項目の廃止）
- ・結果精度、ニーズを踏まえ見直しを行った表（項目の廃止、表の追加・廃止）

なお、この他に、一部の結果表において、年齢階級区分の拡充等を行う予定である。

表 予定している主な結果表変更事項（2018年1月～）

区分	範囲	内容	該当表	理由
追加	結果表	「主要項目の中央値」の結果表を追加	-	・新規（利用者からの要望）
	欄外	「二人以上の世帯」「勤労者世帯」等の区分ごとに作成している右の結果表について、「無職世帯」の区分を新たに欄外項目として追加	都市階級別 年間収入階級別 世帯人員別 世帯主の年齢階級別 住居の所有関係別 品目分類（全国のみ）	・新規（用途分類は過去の特別集計） 用途分類
	表頭	「勤労者のうち正規の職員・従業員」を追加	世帯主の職業別結果表	・世帯票変更による
	表側	学校種別「保育所」を新たに表章	世帯分布表における在学者数	・世帯票変更による
廃止	結果表	「現金実収入階級別」を廃止	現金実収入階級別（2-1表） 等	・ニーズの低下 ・年間収入階級別や定期収入階級別の結果で代用可能
	欄外	「個人営業世帯」の項目区分を廃止	都市階級等別結果表（1-1表） 等	・結果精度の観点による（※）
	表頭	「農林漁家世帯を除く結果」を廃止	品目分類結果表（4-1表）	・世帯票変更による
			世帯主の職業別結果表	・世帯票変更による
	表側	現物收支に関する項目を廃止	用途分類の全ての結果表	・家計簿変更による
	表頭・欄外	地域区分「人口5万人以上の市」、「大都市圏」を廃止	二人以上の世帯（家計収支編） 都市階級等別結果表（1-1表） 世帯人員別結果表（3-1表） 等 二人以上の世帯（貯蓄・負債編） 都市階級等別結果表（8-1表） 総世帯 都市階級等別結果表（2表） 等	・ニーズの低下 なお「人口5万人以上の市」は、「大都市」、「中都市」及び「小都市A」の加重平均により算出可能

※ 2015年平均の都道府県庁所在市別の個人営業世帯において、集計世帯数の最小値は「5」となっている

b 今回、変更する内容以外に、利用者ニーズ（過去の特別集計や二次的利用の実績）からみて、集計事項を追加する余地はないか。

<b 回答>

現行の結果表の数は、家計収支編（二人以上の世帯）月次の場合、26表であり、今回の見直しで3表削除し、利用者ニーズ等を踏まえ新たに同数の3表追加する。

なお、用途分類の「無職世帯」の区分について、現在は特別集計を行って公表しているところであるが、今回、欄外区分として追加する。